

政府の「難民」認定制度を総合的観点から見直すよう
求める意見書

政府は、ロシアの侵略から日本に逃れたウクライナ避難民への緊急措置として、生活費や医療費支援を行うことを発表した。本市においても、市営住宅の提供をはじめ国連UNHCR協会との共同募金活動に取り組んでいるほか、2月には「ロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難する決議」を市議会として可決したところである。

「難民の地位に関する条約」は、人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員、政治的意見の5つの理由で迫害される危険がある人を「難民」と定義しており、我が国においては、保護を必要とする理由がそれ以外の理由にある場合には、「難民」に該当するとは言えないとの限定的な解釈がなされている。このため、人道支援の立場から「難民」の定義を広く解釈している他先進国と比較し、我が国の難民認定率はかなり低い水準である。

このような中、政府はウクライナ避難民を「準難民」と位置付け、保護する制度の創設を検討しているところであるが、難民支援で人道的な役割を積極的に果たすためには、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が、武力紛争により他国に逃れている人も難民に該当するとしていることを重く受け止めなければならない。

支援が長期化した場合、制度的担保がなければ根拠があいまいなまま支援が縮小し、終わってしまう可能性がある。

国際社会と連携し、人間の尊厳に立脚した人道支援は、国際環境の改善に直結する重要な意義を持つものである。

よって、国会及び政府においては、「難民」認定制度を総合的観点から見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年（2022年）6月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣
（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員